

## ＜JIS マーク表示制度に関する解釈集＞

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

ただし、本共通編の各解釈に対応する分野別の解釈集がある場合は、該当の分野別解釈集に従うものとします。

### 共⑩ 定期的な認証維持審査において、製品試験対象製品がない場合の取り扱いについて

2013 年 3 月 29 日

2013 年 8 月 30 日改訂

JIS 登録認証機関協議会

#### 解 釈

生産がなく在庫もない場合の製品試験の実施方法は、次のいずれかとする。

- (1) 認証維持審査の日程に合わせて、対象 JIS 製品の生産を行い、製品試験を実施する。
- (2) 初回審査又は先の定期的認証維持審査の起点のいずれか近い方から 3 年以内の審査の中で、当該起点直後から早めの審査となっても該当 JIS 製品の生産時に製品試験を実施する。
- (3) 生産がなく在庫もない JIS 対象製品については、次の受注時期の生産開始に合わせて臨時の認証維持審査を実施する。

この場合、臨時の認証維持審査が終了するまでは、JIS 対象製品(製品表示・荷札表示)に JIS マークの表示はできない。

以下に、それぞれの概念図及び実施のポイントを示す。

なお、概念図に示す記号は次による。

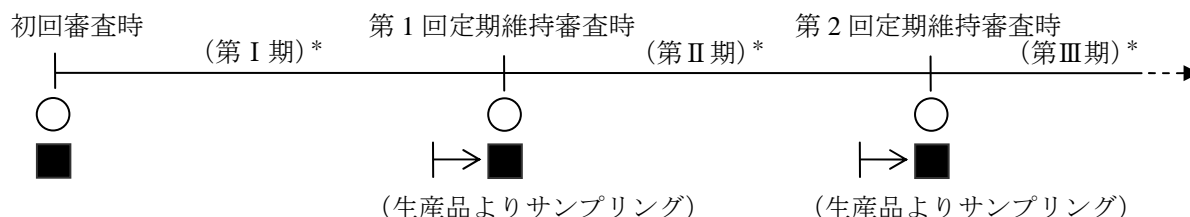
○：JIS マーク省令第 12 条に基づく品質管理体制の審査を表す。

■□：JIS マーク省令第 11 条に基づく製品試験による審査を表す。(□は一部実施による審査)

○□□：JIS マーク省令第 9 条に基づく申請による臨時の認証維持審査を表す。

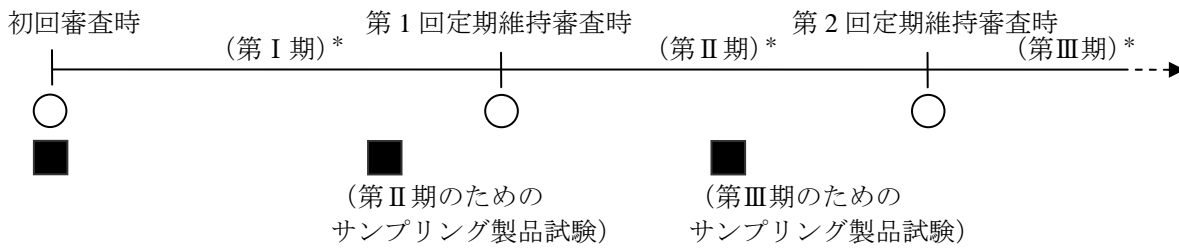
注\*：3 年ごとに 1 回以上の頻度による審査の期間

#### (1) 認証維持審査の日程に合わせて、対象 JIS 製品の生産を行い、製品試験を実施するケース



＜留意事項＞ 認証取得者は、認証維持審査に合わせて、対象 JIS 製品を生産する。

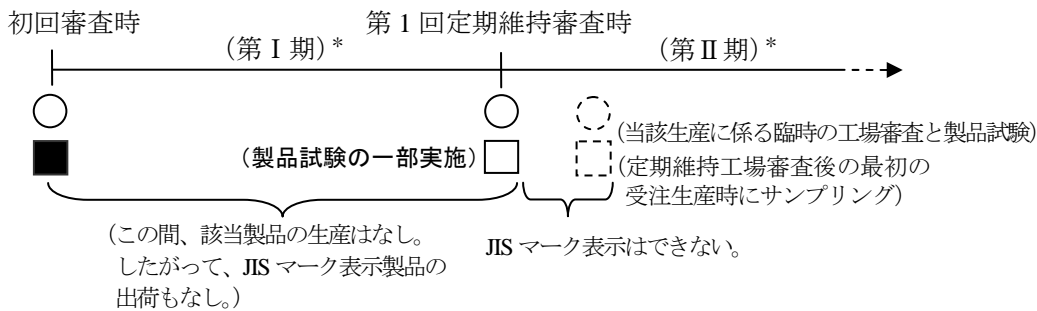
(2) 初回審査又は先の定期の認証維持審査の起点のいずれか近い方から3年以内の審査の中で、当該起点直後から早めの審査となっても該当 JIS 製品の生産時に製品試験を実施するケース



- <留意事項>
- ・ JIS 製品認証における維持製品試験を工場審査と切り離して実施する。
  - ・ 認証取得者は、対象 JIS 製品を受注した時点で、登録認証機関に認証維持の意思表示するとともに生産計画を通知する。
  - ・ 登録認証機関は、製品試験を実施する。

(3) 生産がなく在庫もない JIS 対象製品については、次の受注時期の生産開始に合わせて臨時の認証維持審査を実施するケース。

この場合、臨時の認証維持審査が終了するまでは、JIS 対象製品(製品表示・荷札表示)に JIS マークの表示はできない。



- <留意事項>
- ・ 対象 JIS 製品の認証登録は、認証維持審査及び維持製品試験の一部を実施することで継続する。一部の製品試験の実施は、認証を受けている同一の認証区分又は製品の種類のうちで、登録認証機関が製品試験に必要と判断した製品からサンプリングする。
  - ・ 対象 JIS 製品の生産再開後に臨時の認証維持審査を実施する。維持製品試験の結果の適合性が確認された時点で残り期間の JIS マーク表示を可能とする。

以上